

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める一部を改正する件

○厚生労働省告示第四十一号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第五号の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成二十四年厚生労働省告示第四十号）の一部を次の表のように改正し、令和八年二月二十日から適用する。

令和八年二月十九日

厚生労働大臣　上野賢一郎

(傍線部分は改正部分)

別表 1

略 用 惣

略 用 録

別表 1	
薬剤	番号
(略)	
デランジストロゲン モキセノナルボベック (当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能、効果又は性能及び用法、用量又は使用方法 (令和7年5月13日に、医薬品医療機器等法第23条の25第1項の規定により承認されたもの)に限る。) に係るものに限る。)	259

別表 1

略 用 惣

略 用 録

別表 1	
薬剤	番号
(略)	
デランジストロゲン モキセノナルボベック (当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能、効果又は性能及び用法、用量又は使用方法 (令和7年5月13日に、医薬品医療機器等法第23条の25第1項の規定により承認されたもの)に限る。) に係るものに限る。)	259